

非公開 会社の 自社株 の しくみが わかる本



田儀 雅芳

最新版



最新版



非公開会社の
自社株の
しくみがわかる本

田儀 雅芳 [著]

同文館出版



9784495541507

ISBN978-4-495-54150-7
C2034 ¥2200E

定価 (本体2,200円 + 税)

最新自社株 54150



1922034022003

企業経営の潜在リスクを解消する 自社株の基本と実務

令和5年度
税制改正に対応

意外と知らない
非公開株式の基礎知識

株価の評価と計算
方法／自社株譲渡
の流れ／戦略的な
定款づくり



事業承継の問題を
未然に防ぐ

オーナー社長の贈与
と相続／同族会社の
トラブル回避／非同
族会社への税制対応



経営権の安定化を
めざす具体策

持株会社の活用／
資金・情報流出の
防止／分散した自
社株の整理法



- 1章 非公開会社が知っておくべき自社株問題
- 2章 押さえておきたい自社株の基礎知識
- 3章 非公開会社の株価の評価方法
- 4章 自己株式（金庫株）のしくみと活用方法
- 5章 後継者が経営権を失わないための事業承継対策
- 6章 知ってトクする相続税・贈与税の納税猶予制度
- 7章 自社株の分散を防ぐ方法と分散した自社株の整理法
- 8章 買取価格でもめたときの対応策
- 9章 会社の資金流出を防ぐための対応策
- 10章 こんな会社は要注意！自社株トラブルよくあるケー

同文館出版

最新版刊行によせて

第一版を刊行した3年前と比べ、自社株にまつわるトラブルが増えてきたように感じます。

特に、親族間の株式買取請求権の行使が目立つようになりました。これは、少数株主でも高値での買取請求ができることを謳う弁護士が増えた結果と思われます。実際、買取価格をめぐり裁判沙汰になるケースが増えていきます。さらに、親族間で経営権をめぐった争いも増加しています。後継者以外の子が不憫ではない親心から、後継者以外の親族と結託して社長を解任または解職する傾向があるようです。

世の中全体の大きな流れとしては、ピラミッド型の組織から、よりフラットな組織が増えつつあり、各社員に権限を与え、主体的に仕事に取り組める環境を作らないと、優秀な人材を集めることが困難な時代になってきました。株主構成も、そうした現状を反映した動きがこれから増えていかざるを得ないでしょう。いわば、オーナー社長が会社を引っ張るパターンから、みんなで会社を経営するパターンです。

今後は、社員が、法律上の規範を超えて「真に人類、地球に役立つ」という理念を共有し、やらされ感でなく、自分事として仕事に取り組める環境作りをしないと、会社の存続も危うくなると思われます。そうした潮流の中で、社員みんなで自社株を保有するパターンがこれから増えてくることが予想されます。

この場合のキーワードは「持株会」です。従来の持株会の目的は、オーナー社長の相続対策の側面が多かったのですが、今後は、みんなで経営する組織に合わせた持株会が必要になります。

最新版では、2021年3月1日施行の改正会社法や2023年10月1日以降施行の税制改正などの最新情報から、新しい持株会の在り方について触れていきます。少しでも皆様の参考になれば幸甚に存じます。

はじめに

我が国の企業数は359万社あり、そのうち1万社が大企業で、残りの358万社が中小企業です。まさに日本経済を支えているのは中小企業であるといっても過言ではありません。その中小企業の多くが今、高齢化の進展により、喫緊の課題として事業承継の問題に直面しています。

確かに、一番の課題となっており後継者不足は深刻ですが、本書のテーマである自社株の承継については、オーナー社長が原理原則に基づいて対処すれば、それほど大きな問題にはなりません。ところが、原理原則を外れた結果、後継者が社長を解任されといった大変な事態を引き起こすことになります。さらに、親族から自社株の買取を要求されて多額の資金が流出し、優良会社が借金過多の会社に転落するといったことは、実際、非公開会社で頻繁に起きているのです。

また、事業承継とは直接関係しないものの、外部から招へいた社長を解任しようとしたリクシルグループの創業社長が辞任に追い込まれた事例や、アスクルの社長が業務資本提携先のヤフーから解任された事例などの経営権をめぐる争いも、実はすべて自社株に直結する問題です。したがって、円滑な事業承継と経営権の安定化に不可欠であり、経営基盤を盤石なものにするのが、本書でお伝えする自社株対策なのです。

会社経営の基礎となる法律は会社法です。会社法では、会社は「株式会社」と「持分会社」に分かれており、さらに株式会社は「公開会社」と「非公開会社（株式譲渡制限会社）」に分かれています。非公開会社は公開会社に比べて要件が緩和されており、より柔軟な経営が可能になっていますが、事業承継のみならず、種々のリスクが潜んでいます。本書では、世の中の中小企業のほとんどを占める非公開会社のオーナー経営者に、自社株のしくみを知っていただくことで、そうした会社経営における潜在的リスクの軽減・回避を図り、企業存続に役立

ていただくことを目的としています。中でも、一番大きな課題となる事業承継について、相続に係る民法の改正（特に遺留分）や、事業承継に係る納税猶予の特例制度などについては重点的に説明してあります。

●自社株には大きく分けて3つのリスクがある

自社株に係るリスクは、大きく分けて、①経営権に関するリスク、②資金流出のリスク、③情報流出のリスクの3つがあります。

①経営権に関するリスク

経営権を巡る争いは上場企業ばかりではなく、非公開の中小企業でも同様のことが起きています。経営権とは、株主権の行使により、株主総会や取締役会での決議事項を、自分の方針通りに決定できることをいいます。そのためには、最低でも、議決権のある株式の過半数以上を確保することが必要となります。ところが、税金を優先しすぎて自社株を分散し、経営権を喪失するケースもあります。

また、社長が遺言を書かずに亡くなった場合も、後継者の経営権確保が困難になる要因になります。創業社長の場合、経営権がなくても社長解任に至るケースは多くありません。その理由は、成功した企業においては、オーナー社長のカリスマ性によって、他の株主の造反は困難だからです。しかし、後継者の場合は、社長としての実績もさほどなく、カリスマ性もないケースが大半であるため、取締役を解任されるリスクが高くなります。

②資金流出のリスク

自社株の承継に係る相続税は、通常、後継者個人の現預金では資金が不足する場合が多く、会社からの借入や、死亡退職金等、最終的に会社の資金が流出するケースが多く見られます。また、親族に自社株が分散している場合は、親族から自社株の買取を要求され、多額の買取資金が流出するケースも少なくありません。その他、分散株式の整理に伴い裁判沙汰になる場合も、多額の資金流出につながる場合がありますので、注意が必要です。

③ 情報流出のリスク

株主の権利として閲覧・謄写請求がされた場合、裁判所の許可を得る必要のないものもあり、会社の業績など社内外に知られたくない情報が流出し、ビジネス上のネックになったり、株主代表訴訟等の訴訟問題や資金流出につながるリスクがあります。特に、親族間等でトラブルが生じた場合は注意が必要です。

以上が自社株に係る代表的なリスクですが、現時点で問題ないからといって自社に問題がないとは言いきれません。社長が元氣な間は、問題が表面化しただけです。経営権やその他の問題は、創業社長が亡くなってから表面化しますので、注意が必要です。

● 会社法と税務の両方に精通している専門家は少ない

これらリスクの大半は会社法に関連する問題であり、会社経営にとって極めて重要なのですが、税金の専門家は会社法に弱く、法律の専門家は会社法に強くても税金には弱いケースが少なくありません。自社株問題や事業承継問題は、会社法と税務の両方に専門知識があつて初めて正しい解決法を提案できると考えています。

私は、1980年後半から三和銀行東日本地区で事業承継チームを立ち上げ、現在に至るまで、チームの皆さんと共に法律・税務の専門家とタッグを組んで情報提供を行ってきました。その経験と知識を本書にまとめたのが本書です。皆さんの会社経営のお役に立てれば幸いです。

田儀雅芳

最新版「ビジネス図解」非公開会社の自社株のしくみがわかる本 ● もくじ

最新版刊行によせて

はじめに

1 章

非公開会社が知っておくべき自社株問題

1	そもそも自社株の何が問題なのか？	16
2	経営権に関するリスク 後継者が解任されてしまう	18
3	会社の資金流出のリスク 莫大な相続税が払えない	20
4	会社の情報流出のリスク 重要事項を見られてしまう	22
コラム①	オーナー社長の財産の大半は自社株である	24

2章

押さえておきたい自社株の基礎知識

- 1 自社株はどのようにして発行するのか? 26
- 2 株主の権利には2つの側面がある 28
- 3 株式会社には非公開会社と公開会社がある 30
- 4 株主総会の決議は3種類ある 32
- 5 種類株式は9種類ある 34
- 6 特定の株主に対する属人的な取扱い 36
- 7 自社株の承継方法 38
- 8 株主から閲覧要求された場合、開示の対象となる書類① 40
- 9 株主から閲覧要求された場合、開示の対象となる書類② 42
- 10 戦略的に活用できる定款① 44
- 11 戦略的に活用できる定款② 46

コラム② 会社は誰のものか? 48

3章

非公開会社の株価の評価方法

- 1 非公開会社の株価評価は3通りある 50
- 2 基本的な非公開会社の株価評価方法(同族株主のいる会社) 52
- 3 基本的な非公開会社の株価評価方法(同族株主のいない会社) 54
- 4 純資産価額方式による計算方法 56
- 5 類似業種比準価額方式による計算方法 58
- 6 類似業種比準価額方式はタイミングが大事 60
- 7 原則的評価方式は組み合わせにより決まる 62
- 8 配当還元方式による計算方法 64
- 9 株価は株主によって変わる 66

コラム③ 会社を解散して残った財産と株価評価 68

4章

自己株式(金庫株)のしくみと活用方法

- 1 自己株式とは? 70
 - 2 自己株式取得と経営権喪失リスク 72
 - 3 自己株式の取得と買取価格(売主が同族株主の場合) 74
 - 4 自己株式の取得と買取価格(売主が非同族株主の場合) 76
 - 5 個人株主が自社株を自社に売却した場合の課税 78
 - 6 後継者が自社株を自社に売却した場合の課税 80
 - 7 相続から3年10カ月以内の特例 82
 - 8 法人株主が自社株を自社に売却した場合の課税 84
 - 9 法人間の株式の持ち合いを解消する際の注意点 86
 - 10 株主との合意に基づく自己株式取得の手続き 88
- コラム④** 非公開会社であっても株式の換金は簡単 90

5章

後継者が経営権を失わないための事業承継対策

- 1 税金対策より重要なのは経営権の承継 92
 - 2 事前に後継者に自社株を移動しておく 94
 - 3 名義株と疑われないための贈与時の注意点 96
 - 4 生前に譲渡する5つのメリット 98
 - 5 後継者・持株会社の自社株買取資金を80%軽減 100
 - 6 遺言で後継者に経営権を付与する 102
 - 7 自社株がなぜ遺留分侵害リスクの要因になるのか 104
 - 8 持株会社の活用で経営権を安定化させる 106
 - 9 4通りの持株会社への自社株移動方法 108
 - 10 持株会社の活用で経営を効率化する 110
 - 11 グループ会社の資本戦略① 112
 - 12 グループ会社の資本戦略② 114
 - 13 1株だけ残して経営権を維持する方法 116
 - 14 信託の活用で経営権を残し、財産権のみ承継する 118
 - 15 定款で取締役解任の条件を厳しくしておく 120
- コラム⑤** 後継者の資金負担ゼロで自社株を移せる 122

6 章

知ってトクする相続税・贈与税の納税猶予制度

- 1 相続税・贈与税の納税猶予制度がある 124
- 2 相続税の納税猶予の適用要件 126
- 3 贈与税の納税猶予の適用要件 128
- 4 特例納税猶予制度のポイント 130
- 5 猶予税額の納付確定と納税免除のケース 132
- 6 納税猶予制度のメリット・デメリット 134
- 7 納税猶予制度を利用する上での事前対策 136
- 8 安易に納税猶予制度を活用してはいけない 138

コラム⑥

社長は辞めなくても退職金相当の現金を手に入れられる

140 138 136 134 132 130 128 126 124

7 章

自社株の分散を防ぐ方法と分散した自社株の整理法

- 1 個人の直接保有から法人の間接保有に切り替える 142
- 2 従業員持株会を活用する 144
- 3 持株会導入の注意点と裁判所の考え方 146
- 4 定款に自社株を強制買取できる条項を追加しておく 148
- 5 取得条項付種類株式を活用する 150
- 6 財団法人・社団法人を活用する 152
- 7 すでに分散した自社株の整理法 154
- 8 親族に分散した自社株の買取方法 156

コラム⑦

遺留分侵害額請求で想定外の資金が流出してしまう

158 156 154 152 150 148 146 144 142

8 章

買取価格でもめたときの対応策

- 1 税務上の株価と異なる株価が適用されるケース 160
- 2 裁判所が採用している主な評価方法 162
- 3 各株価評価方法の特徴と評価額の順位 164
- 4 譲渡制限株式の譲渡承認の流れ 166

9章

会社の資金流出を防ぐための対応策

- 5 譲渡不承認における売買価格決定プロセス
- 6 組織再編等に関する反対株主の株式買取請求権

コラム⑧ 想定外の遺留分侵害額請求を免れるためには

172 170 168

- 1 生前退職金を活用する
- 2 持株会社に自社株を譲渡する①
- 3 持株会社に自社株を譲渡する②
- 4 相続財産を増やさずに、持株会社に自社株を移転する方法
- 5 従業員持株会に自社株を譲渡する
- 6 みんなで経営する組織の株式保有の在り方
- 7 みんなで経営する組織の株式を平等に保有するケース
- 8 オペレーティングリースを活用する
- 9 設備投資を前倒しする
- 10 M & Aを活用する

192 190 188 186 184 182 180 178 176 174

10章

こんな会社は要注意！ 自社株トラブルよくあるケース

- 1 役員2人で50%ずつ株式を持っている
- 2 社長が50%、2人の取締役が50%保有している
- 3 持株比率3分の1超の資本提携をしている会社がある
- 4 株式の持ち合いをしている会社がある
- 5 個人で自社株を直接保有している
- 6 役員および社員に自社株を持たせている
- 7 取締役解任の普通決議条件を厳しくしていない
- 8 自社株についての遺言がない
- 9 遺言について事前に子供の了解を得ていない

218 216 214 212 210 208 206 204 202

- 11 会社の値段はどうやって決まるのか？
- 12 MBOを活用する
- 13 中小企業投資育成株式会社を活用する

コラム⑨ 親族から持株を買取る際の価格決定は慎重に

200 198 196 194

1 章

非公開会社が知っておくべき 自社株問題

- 1 そもそも自社株の何が問題なのか？
- 2 経営権に関するリスク 後継者が解任されてしまう
- 3 会社の資金流出のリスク 莫大な相続税が払えない
- 4 会社の情報流出のリスク 重要事項を見られてしまう

※本書は2020年5月発行の初版に2023年8月現在の情報を加筆修正したものです。

装幀・本文DTP 春日井 恵実
出版プロデュース 株式会社天才工場 吉田 浩
編集協力 堀内 伸浩

10 監査役がない、または業務が限定されている	222
11 自社株が分散し非協力的な問題株主が存在している	220

おわりに

参考文献